

**資料5**

**「子ども・子育て支援事業計画」**

**補足検討資料について**

**(当日配布資料)**



**佐世保市  
子育て応援**



# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、市内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。

## 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

〔子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係〕

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

3-5歳	幼児期の学校教育を受ける子ども(19条1項1号に該当:教育標準時間認定)
3-5歳	保育の必要性のある子ども(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)
0-2歳	保育の必要性のある子ども(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

### (1)量の見込みの算出方法

・児童数については、「住民基本台帳」の人口(外国人登録者を除く、各年9月30日現在の児童数)をもとに、平成26年度から平成30年度までの5年間平均の人口(変化率)を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、過去の利用実績や児童数の推計値に、今後予定されている大型宅地開発による影響を加味した上で算出しました。

### (2)量の見込みと確保方策

〔教育・保育の量の見込み〕(1号・2号・3号認定の見込み数【単位:人】)

	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号(0歳児)	802	891	917	943	958	977
3号(1・2歳児)	2,666	2,555	2,641	2,648	2,637	2,617
2号	2,679	3,482	3,344	3,275	3,237	3,243
1号	2,953	2,832	2,732	2,668	2,639	2,645
合計	10,110	9,760	9,634	9,534	9,471	9,482

〔確保方策の方向性〕

- ・教育・保育の量に係る需給については、既存施設の範囲において、一定のバランスが保たれているものと考えられます。
- ・なお、地域的な量の見込みと確保方策のバランス等といった事象にあたっては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応に視野に入れながら、適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

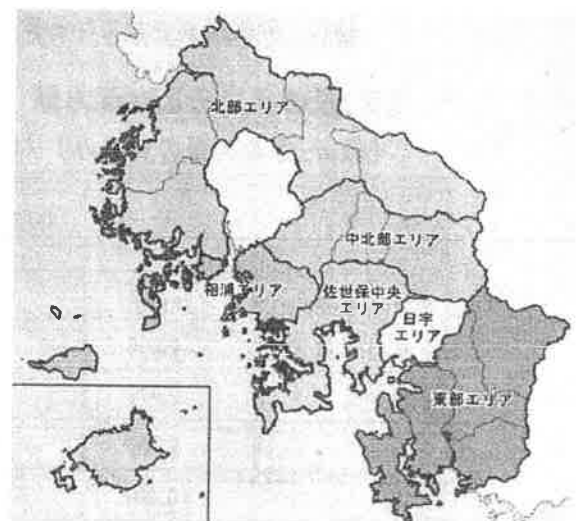
	令和2年度 9,760人			令和3年度 9,634人			令和4年度 9,534人			令和5年度 9,471人			令和6年度 9,482人			
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
量の見込	2,832	3,482	3,446	2,732	3,344	3,558	2,668	3,275	3,591	2,639	3,237	3,595	2,645	3,243	3,594	
確保方策	特定教育保育施設	2,158	3,452	3,333	2,058	3,314	3,445	1,994	3,245	3,478	1,965	3,207	3,482	1,971	3,213	3,481
	特定地域型保育事業	0	0	50	0	0	50	0	0	50	0	0	50	0	0	50
	確認を受けない幼稚園	674	0	0	674	0	0	674	0	0	674	0	0	674	0	0
	認可外保育施設	0	30	63	0	30	63	0	30	63	0	30	63	0	30	63
合計(再掲)	2,832	3,482	3,446	2,732	3,344	3,558	2,668	3,275	3,591	2,639	3,237	3,595	2,645	3,243	3,594	

《参考》エリア別の量の見込み

市内地域の現状や特性、大規模な宅地開発等による量的な変動要素のほか、アンケートの統計処理上の条件等も勘案した中で、「佐世保市都市計画マスタープラン」(平成23年3月策定)の地域連携・調和エリアとして設定されている以下の6つのエリア別に量の見込みを行っており、上記の確保方策の運用に際し、補完する参考資料として示すものです。

6つのエリア

- 1 北部〔吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町支所管内〕
- 2 中北部〔中里皆瀬・大野・柚木支所管内〕
- 3 相浦〔相浦・黒島支所管内〕
- 4 佐世保中央〔本庁・宇久行政センター管内〕
- 5 日宇〔日宇支所管内〕
- 6 東部〔早岐・針尾・江上・宮・三川内管内〕



エリア	認定種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本庁舎・宇久	1号推計	825	775	749	734	734
	2号推計	1,028	965	933	914	914
	3号推計(0歳)	259	264	271	276	280
	3号推計(1~2歳)	742	760	756	752	747
	合計	2,854	2,764	2,709	2,676	2,675
相浦・黒島・高島	1号推計	387	382	371	364	357
	2号推計	483	476	463	453	444
	3号推計(0歳)	119	121	125	126	129
	3号推計(1~2歳)	365	363	361	360	357
	合計	1,354	1,342	1,320	1,303	1,287
早岐・三川内・宮・針尾・江上	1号推計	572	544	539	547	542
	2号推計	713	677	671	681	676
	3号推計(0歳)	192	197	200	204	207
	3号推計(1~2歳)	551	558	555	552	547
	合計	2,028	1,976	1,965	1,984	1,972
日宇	1号推計(宅地開発含む)	367	384	397	390	397
	2号推計(宅地開発含む)	457	479	494	486	495
	3号推計(0歳)(宅地開発含む)	123	134	143	146	152
	3号推計(1~2歳)(宅地開発含む)	341	371	393	397	397
	合計	1,288	1,368	1,427	1,419	1,441
中里皆瀬・大野・柚木	1号推計	437	418	394	395	405
	2号推計	497	462	442	443	453
	3号推計(0歳)	128	130	133	135	137
	3号推計(1~2歳)	352	375	371	369	366
	合計	1,414	1,385	1,340	1,342	1,361
吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町	1号推計	244	229	218	209	210
	2号推計	304	285	272	260	261
	3号推計(0歳)	70	71	71	71	72
	3号推計(1~2歳)	204	214	212	207	203
	合計	822	799	773	747	746

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び 提供体制の確保内容・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係】

#### (1) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

#### (2) 量の見込みと確保方策

##### ① 利用者支援事業

##### 〔事業内容〕

- ◎ 子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業です。〔特定型〕
- ◎ 妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ間なく対応する事業です。〔母子保健型〕

##### 〔量の見込みと確保方策〕

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(確保方策の方向性)

- ・市(子ども未来部窓口くすこやかプラザ)において、特定型として保育コンシェルジュを配置し、母子保健型として子育て世代包括支援センター(ままんちさせぼ)を設置し、利用者への支援を行います。

## ②地域子育て支援拠点事業

### 〔事業内容〕

- ◎ 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (月あたり延べ 利用人数)	8,290人	8,200人	8,120人	8,030人	7,950人
確保方策 (実施体制)	・ 公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、通常の支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て・子育て支援に関する講習」等を実施。				

#### (量の見込みの算出方法)

- ・ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みについては、平成26年度以降の利用実績をもとに量の見込みを算出しました。

#### (確保方策の方向性)

- ・ 乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施します。
- ・ 市民ニーズを考慮し、事業の利用状況をみながら、必要に応じて計画（確保方策）の見直しを行います。

### ③妊婦健康診査

#### 〔事業内容〕

- ◎ 妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (受診人数)	1,960人	1,930人	1,900人	1,870人	1,840人
(延べ受診回数)	23,520回	23,160回	22,800回	22,440回	22,080回
確保方策 (実施場所) (検査項目) (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所: 医療機関</li> <li>・検査項目 「問診及び診察」、「血圧・体重測定」、「尿化学検査」、「超音波検査」、「ABO血液型」、「Rh血液型」、「梅毒血清反応検査」、「B型肝炎抗原検査」、「C型肝炎抗体検査」、「グルコース」、「貧血」、「HIV検査」、「不規則抗体」、「風疹ウイルス抗体価検査」、「クラミジア抗原検査」、「グルコース50 get」、「ATL抗体検査」、「一般細菌培養GBS」</li> <li>・実施時期: 随時実施</li> </ul>				

(量の見込みの算出方法)

- ・妊婦健康診査の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・14回の妊婦健康診査を継続して実施します。

### ④乳児家庭全戸訪問事業

#### 〔事業内容〕

- ◎ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業です。

#### 〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (対象者数)	1,910人	1,890人	1,860人	1,830人	1,800人
確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市(子ども保健課)において実施。家庭訪問員(平成30年度:14人)、助産師(平成30年度:5人)が訪問。</li> <li>・家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。</li> </ul>				

(量の見込みの算出方法)

- ・乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮して算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・乳児家庭全戸訪問事業を継続して実施します。



- ・専門家による研修や訪問員相互の研修を行うことで、引き続き家庭訪問員や助産師の資質向上を図ってまいります。

## ⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### (イ)養育支援訪問事業

#### 〔事業内容〕

- ◎ 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。  
(家事支援、育児に係る相談<母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等>)

#### 〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ人数)	170人	170人	170人	170人	170人
確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市(子ども保健課)において実施。</li> <li>・養育支援家庭訪問員(平成30年度:5人)、養育支援助産師(平成30年度:5人)が訪問。</li> <li>・1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。</li> </ul>				

#### (量の見込みの算出方法)

- ・養育支援訪問事業の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。  
(平成28年度～30年度実績の平均値)

#### (確保方策の方向性)

- ・養育支援訪問事業を継続して実施します。
- ・関係機関との更なる連携を図ります。
- ・家庭内における適切な養育環境の提供を目指した自立支援を行います。

### (ロ)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### 〔事業内容〕

- ◎ 虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無 (実施体制)	実施	実施	実施	実施	実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを行います。</li> </ul>				

## ⑥子育て短期支援事業

### 〔事業内容〕

- ◎ 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業です。

### 〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	130人	130人	130人	130人	130人
確保方策 (延べ利用人数)	130人	130人	130人	130人	130人

#### (量の見込みの算出方法)

- ・子育て短期支援事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮して算出しました。

#### (確保方策の方向性)

- ・子育て短期支援事業を継続して実施します。
- ・児童養護施設（4施設<市内2施設>）や里親等に委託して実施します。

## ⑦ファミリーサポートセンター事業

### 〔事業内容〕

- ◎ 乳幼児や児童（小学生）の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行う者（提供会員）との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業です。

### 〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人
確保方策 (延べ利用人数)	1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人

#### (量の見込みの算出方法)

- ・ファミリーサポートセンター事業の量の見込みについては、利用実績をもとに会員数の増加状況を加味して算出しました。

#### (確保方策の方向性)

- ・ファミリーサポートセンター事業を継続して実施します。

## ⑧一時預かり事業

### 〔事業内容〕

- ◎ 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
- ◎ 一時預かり事業は、地域の実情に応じて活用できるよう、以下のとおりとされます。

一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、利便性の高い場所で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
基幹型加算	通常の利用範囲を超えて、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う事業に対する加算。
幼稚園型	現行の預かり保育については一時預かり事業としての扱いになる。(在園児の預かり保育を行う事業)
余裕活用型	認定こども園、保育所、小規模保育等において、利用児童数が定員に達していない場合において定員まで一時預かり事業として受け入れることができるもの。(新たな類型)
訪問型	地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業(新たな類型)

### 〔量の見込みと確保方策〕

幼稚園在園児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	124,610人	131,140人	138,740人	150,420人	163,990人
確保方策 (延べ利用人数)	124,610人	131,140人	138,740人	150,420人	163,990人

幼稚園在園児以外	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人
確保方策 (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人

#### (量の見込みの算出方法)

- ・ 一時預かり事業の量の見込みについては、教育・保育の量の見込みをもとに平成26年度以降の利用実績を考慮し算出しました。

#### (確保方策の方向性)

- ・ 幼稚園型の一時預かり事業と保育所の一時預かり事業について、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

## ⑨延長保育事業(時間外保育)

### 〔事業内容〕

- ◎ 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の 11 時間の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

### 〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (利用実人数)	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人
確保方策 (利用実人数)	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人

#### (量の見込みの算出方法)

- ・延長保育事業の量の見込みについては、人口推計をもとに平成 26 年度以降の利用実績を考慮し算出しました。

#### (確保方策の方向性)

- ・保育所、認定子ども園等において 1 時間以上の延長保育事業(時間外保育)を実施しており、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

## ⑩病児保育事業

### 〔事業内容〕

- ◎ 児童が発熱等急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。
- ◎ 本事業の類型としては、「病児対応型・病後児対応型」・「体調不良児対応型」・「非施設型(訪問型)」の 3 類型があります。

#### 〔病児対応型・病後児対応型〕

- ◇ 地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業

#### 〔体調不良児対応型〕

- ◇ 保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業

#### 〔非施設型(訪問型)〕

- ◇ 地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業

### 〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (延べ利用人数)	3,200 人	3,200 人	3,200 人	3,200 人	3,200 人
確保方策 (延べ利用人数)	9,408 人	9,408 人	9,408 人	9,408 人	9,408 人

(量の見込みの算出方法)

- ・ 病児保育事業の量の見込みについては、平成 26 年度以降の利用実績を考慮し算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・ 児童の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の病児保育室で病児保育事業(病児対応型)を実施しており、今後も継続して実施します。

## ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### 【事業内容】

- ◎ 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (利用実人数)	2,736 人	2,843 人	2,955 人	3,027 人	3,082 人
1 年生	880 人	916 人	954 人	978 人	996 人
2 年生	753 人	785 人	818 人	839 人	855 人
3 年生	507 人	528 人	551 人	565 人	575 人
4 年生	314 人	323 人	332 人	339 人	345 人
5 年生	178 人	184 人	189 人	193 人	196 人
6 年生	104 人	107 人	111 人	113 人	115 人
確保方策 (利用定員数)	2,975 人	3,055 人	3,135 人	3,215 人	3,255 人

(量の見込みの算出方法)

- ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みについては、平成 28 年度以降の利用実績の増加率、児童生徒数の将来推計をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・ 市民ニーズに対応するため必要な地域(校区)を対象として、新たな放課後児童クラブの開設等により供給確保します。
- ・ 施設の有効活用の観点からも、既存施設や小学校の余裕教室の活用を視野に入れた放課後児童クラブの開設を検討します。なお、その際には教育委員会、各小学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 〔事業内容〕

- ◎ 子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
	・新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施します。なお、他の費用については、国の状況を見ながら必要に応じて適切に対応するため、検討していきます。				

## ⑬多様な事業者の参入促進事業・能力活用事業

### 〔事業内容〕

#### (イ) 新規参入施設等への巡回支援

市町村が、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して、巡回支援等を行う事業です。

#### (ロ) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業です。

### 〔今後の方針〕

#### (イ) 新規参入施設等の巡回支援

既存施設の活用を基本としていることから、現時点で実施する予定はありません。

#### (ロ) 認定こども園特別支援教育・保育経費

特別な支援が必要な子どもの受入れを促進するため、必要に応じて事業実施について検討していきます。

## 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行うことから、保護者の就労状況が変わった場合に、児童への環境変化に伴うリスクを軽減できる施設と言えます。

今後も、市民ニーズの把握を行いながら、適切な利用が可能となるよう、地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を適正に実施します。

### (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼児教育・保育全般に関する調査・研究の中核を担う施設である幼児教育センターにおいて、保幼小連携に関することや特別支援教育等、研究テーマの企画・立案や調査方針の調整等を行います。

また、佐世保市保育会や私立幼稚園協会等の関係団体と連携し、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設に対し研究結果の情報を発信します。さらに、多様な施設・形態に応じた研修内容や実施方法等を検討するなど、幼児教育・保育に関する研修拠点としての役割を果たします。

一方、特別支援学校やまどか教室、子ども発達センター等の関係機関との連携を通じ、特別支援教育等を担う幼稚園教諭や保育士の資質向上を図ります。

### (3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに幼稚園保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

市内全ての保育所・幼稚園・認定こども園と小学校等の連携を図るため、平成24年度に「保幼小連携接続カリキュラム」の策定、平成27年度に要録様式の統一を行いながら、保幼小の連携事業を実施しています。

引き続き、保幼小連携推進会議や関係施設との連携を深めることにより、全市的に保幼小連携を推進するとともに、国における各種要領の改定等の動向を見ながら、「保幼小連携接続カリキュラム」のさらなる活用や必要な見直しを進めます。

